

児童手当・特例給付受給者 様

児童手当・特例給付 現況届の提出について

6 月中に、6 月 1 日現在での子どもの養育状況等や所得状況を確認するため、『児童手当・特例給付 現況届』の提出が必要になります。現況届を提出しないと、6 月分から手当を受けられなくなりますので、期限までに必ず提出してください。

1 提出期限 平成 29 年 6 月 30 日(金)

受付時間は 8 時 30 分～17 時 15 分です。
土日・祝祭日の受付はしていません。

2 提出先 子育て支援課 (本庁舎 1 階)

3 提出方法 郵送 (同封の返信用封筒をお使いください。)

または

子育て支援課に直接持参

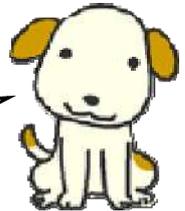
(混雑が予想されますので、なるべく郵送されるか、
時間に余裕をもってお越しください。)

4 届出に必要なもの

全員

児童手当・特例給付 現況届
受給者の健康保険証のコピー
印鑑

裏面記載例を
見てね



必要な方のみ

《「全国土木建築」以外の国民健康保険組合()で、「厚生年金」加入者である場合》

()全国建設工事業国民健康保険組合、全国歯科医師国民健康保険組合、全国左官タイル塗装業国民健康保険組合など

年金加入証明書 (別紙様式《証明願》に、事業主の方の証明をもらってきてください。)

《平成 29 年 1 月 1 日に射水市に住所がなかった場合》

平成 29 年 1 月 1 日に住所のあった市区町村長が発行する受給者の所得・課税証明書(平成 28 年分)

配偶者に一定の所得がある場合は、配偶者の分も必要です。

なお、配偶者が受給者の税法上の控除対象配偶者となっている場合は不要です。また、控除対象配偶者となっていない場合でも、健康保険の被扶養者であることが確認できれば不要とします。この場合、被扶養者であることを確認するため、配偶者の保険証のコピーを提出してください。

《子どもと別居している場合》

別居・監護申立書 (別紙にあります。)

別居している子どもの世帯全員の住民票 (射水市内の場合は不要です。)



現況届の結果について

審査の結果、所得制限超過となり児童手当 特例給付 (児童一人当たり月額一律 5 千円) となった場合、また逆に、所得制限内となり特例給付 児童手当となった場合には、認定通知書をお送りします。

なお、前年度に引き続き、児童手当または特例給付を受給される場合には、**特にお知らせしません。**

父母が共働きであり、ともに監護・生計要件を満たしている場合は、生計の維持する程度の高い方が受給者となります。現在父母いずれかのうち所得の低い方が受給者となっている場合で、父母間の所得に一定以上の開きがある場合、所得の高い方に受給者変更をしていただく場合がありますのでご了承ください。



手当の振込みについて

毎年 10 月・2 月・6 月の 10 日 (10 日が土日、祝日にあたる場合はその直前の平日) です。支給月の前月分までの手当を振り込みます。

振込通知書は送りませんので、通帳等でご確認ください。(通帳印字は「イミズシジドウテアテ」)

【問い合わせ先】 射水市子育て支援課児童福祉係 (射水市新開発 410 番地 1 TEL0766-51-6629)